



大阪ヘルスケアパビリオン
Nest for Reborn
リボーンチャレンジ認定事業

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

Osaka Research Institute of Industrial Science and Technology

『少し先の未来生活を支える

「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』

共同開発事業 募集要項

募集締切：令和 5（2023）年 8 月 25 日（金）17 時（必着）

令和 5（2023）年 7 月 24 日（月）

主催：地方独立行政法人大阪産業技術研究所

協力：2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

中小・スタートアップ出展企画推進委員会

I. 『少し先の未来生活を支える「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』

1. 共同開発事業の概要

(1) 共同開発事業の目的

2025年大阪・関西万博（以下、「2025年万博」という。）において、大阪府、大阪市がオール大阪で出展する大阪ヘルスケアパビリオンでは、「REBORN（人は生まれ変わる、新たな一步を踏み出す）」をテーマに掲げ、大阪の強みを活かしてわくわくしながら明るい未来を感じられるパビリオンを目指しています。

この度、パビリオン内に設けられる「展示・出展ゾーン」の具体化を図るため、万博への参加をめざすベンチャー企業、中小企業・スタートアップ等（以下「中小企業等」という。）の支援事業企画（以下、「リボンチャレンジ」という。）として、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、「大阪技術研」という。）では『少し先の未来生活を支える「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』を実施し、中小企業等の万博参加に向け取り組みます。

SDGs・デジタル・ライフスタイルをテーマとして共同開発事業を実施し、「健康な生活・快適な生活・サステナブルな生活」や少し先の未来生活の実現につながるような製品・技術・サービスの展示を2025年万博で行い、国内外の来場者へ中小企業等の技術力・アイデアをアピールするとともに、未来に実装される可能性のある製品や技術の発掘及び中小企業等の成長を目指します。

(2) 共同開発事業の内容

『少し先の未来生活を支える「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』における共同開発事業では、「展示・出展ゾーン」への出展を目指す開発テーマを募集し、3テーマを採択します。採択された参加企業は、大阪技術研和泉センターの研究員（以下、「研究員」という。）と共同で技術・製品開発に取り組み、成果の出展を目指します。

共同開発事業とは、中小企業等と大阪技術研和泉センターが開発内容を分担し、それぞれの費用負担で実施するものです。大阪技術研和泉センターの技術シーズ、装置等及び開発を担当する研究員について、応募にあたっては協議が必要となります（本要項Ⅱ-3(5)参照）。

なお、共同開発事業の実施にあたり、大阪技術研が分担する課題に係る費用については、総開発費用の1/2を上限（最大500万円）とし、大阪技術研が負担します。

2. スケジュール

日程	内容
令和5年7月24日（月）14時	参加企業募集開始
令和5年8月18日（金）13時	質問受付締切
令和5年8月25日（金）17時	応募書類提出締切
令和5年9月上旬	審査委員会（参加企業の選定）
令和5年9月中旬	契約締結、共同開発事業開始
令和5年12月頃（予定）	審査委員会（出展企業の候補の選定）
令和6年3月迄	出展企業の決定・確定（大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会による）
令和7年3月31日（月）	共同開発事業終了

II. 募集について

1. 応募条件（募集対象者）

以下の(1)～(10)をすべて満たす企業・団体であること。

なお、複数の企業・団体が共同企業体として応募する場合、代表構成員は(1)～(10)をすべて満たす企業・団体であり、構成員は、(3)～(10)をすべて満たす企業・団体であること。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定のある、資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす中小企業等であること。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む。）	5,000万円以下	50人以下

※ただし、設立されてからの年数は問いません。

- (2) 大阪府内に事業所を有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を府内において営んでいない者であること。
- (9) SDGs・デジタル・ライフスタイルに関連する製品、技術、アイデアを保有していること。
- (10) 大阪技術研の「展示・出展ゾーン」に出展できる者であること（本要項V—(1)参照）。

※応募者が上記条件を満たさないことが事後的に発覚した場合、遡及的に参加はなかったものとして扱います。

※上記(9)については、「完成品」を取り扱う企業だけでなく、「素材」・「部品」を取り扱う企業が参加することも可能です。

2. 募集内容

2025年万博において「展示・出展ゾーン」に出展する開発テーマを3テーマ募集します。

開発テーマは、共同開発事業の目的（本要項Ⅰ－1(1)を熟読してください。）を達成する、一般来場者にワクワクしてもらえるような、「健康な生活・快適な生活・サステナブルな生活」や少し先の未来生活の実現につながる製品・技術・サービス製品・アイデアとします。なお、大阪技術研和泉センターで対応できない開発テーマは募集の対象外です（本要項Ⅱ－3(5)参照）。

展示内容については、最終製品に限定しません。ただし、単なる部材紹介の展示は不可とします。

3. 応募方法

(1) 受付期間

令和5年7月24日（月）14時～令和5年8月25日（金）17時

(2) 提出方法

大阪技術研のウェブサイト（<https://orist.jp/expo2025/>）より応募書類をダウンロードして必要事項を記入し、応募書類一式を本要項Ⅶの提出先へ電子メールにて送付してください。

※1 件名に「【応募書類：共同開発事業】」と明記してください。

※2 応募書類提出期限の日時を経過しての応募は、無効となります。

※3 電子メール送信後、必ず提出先に電話で着信を確認してください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から12時、13時から17時まで。）

(3) 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(4) 応募書類

ア 共同開発事業参加申請書（様式1）

イ 共同開発事業実施計画書（様式2）

ウ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式3）

②共同企業体協定書（写し）（様式4）

③委任状（写し）（様式5） ※契約の際は原本を提出していただきます。

④使用印鑑届（写し）（様式6） ※契約の際は原本を提出していただきます。

エ 応募条件に関する誓約書（様式7）

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式8）

カ 定款又は寄付行為の写し（原本証明してください。）

キ 法人登記簿謄本（1部）

・法人の場合に提出してください。

- ・発行日から3カ月以内のもの
- ク 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①都道府県税事務所が発行する納税証明書
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書

(5) 応募書類に関する留意事項

応募書類には、研究員が記載する箇所があり、応募にあたっては研究員との協議を経る必要があります。開発テーマに対応できる研究員がいるか不明な場合、本要項Ⅶの問合せ先にご連絡ください。

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

4. 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年7月24日（月）14時 ～ 令和5年8月18日（金）13時

(2) 提出方法

本要項Ⅶの提出先へ電子メールにて送付してください。

※1 件名に「【質問：共同開発事業】」と明記してください。

※2 口頭、電話による質問は受け付けません。

(3) 質問への回答方法

回答は大阪技術研のウェブサイト（<https://orist.jp/expo2025/>）に随時掲示し、個別には回答しませんのでご了承ください。

Ⅲ. 参加企業の審査について

1. 審査方法

- (1) 審査委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、上位3テーマを採択します。複数のテーマが同点となった場合には、委員による合議をもとに上位となる者を決定します。
- (2) 応募が6テーマを超えた場合には、一次審査として下記の審査の視点に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果から二次審査の対象者を決定し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。
- (3) プレゼンテーション審査の日時は、対象者に事前に通知を行います。プレゼンテーションでは、提出した共同開発実施計画書の中でアピールしたい内容や書面で表現しきれないイメージ等についてご説明ください。計画書と異なる内容の説明は認めません。
- (4) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

2. 審査の視点

審査委員会において、以下の内容に基づいて審査を行います。

審査項目	審査内容
目的との整合性	○「健康な生活・快適な生活・サステナブルな生活」や少し先の未来生活の実現につながる製品・技術・サービスの開発であるか ○開発する製品や技術等の魅力が伝わる、一般来場者にワクワクしてもらえる展示内容を想定しているか
アピール性	○開発内容に新規性や他社との比較優位性、インパクトがあるか
実現性	○現段階での完成度、開発テーマの技術的な課題、課題に対する取組から判断して、研究開発が実現可能なものとなっているか ○開発内容に対してスケジュールが適切であるか
実施体制	○開発内容に対して人員体制が十分であるか ○費用の想定が適切であるか
マッチング性	○大阪技術研と共同開発することにより研究開発を加速することが期待できる内容であるか

3. 審査結果の通知・公表

審査の結果は、採択テーマ決定後に全応募者に通知するとともに、大阪技術研のウェブサイトで公表します。

4. 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ウ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

IV. 出展企業の候補の選定について

大阪技術研の「展示・出展ゾーン」への出展を見込める中小企業等を、参加企業の中から審査委員会が選定します。出展企業の候補の選定についての詳細は、後日お知らせします。

なお、大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会の手続きにより出展が確定した中小企業等（本要項V―(1)参照）は、「展示・出展ゾーン」出展企業として大阪技術研のウェブサイトで公表するほか、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会が運営するホームページ（<https://osaka2025.site/>）等でも広く公表されます。

V. 留意事項

- (1) 参加企業の審査の結果、採択された場合には辞退できません。採択された場合、大阪技術研において出展企業の候補として選定、大阪パビリオン推進委員会及び中小・スタートアップ出展企画推進委員会が決定の後、大阪ヘルスケアパビリオン推進委員会の所定

の手続きを経て出展企業として確定する予定です。なお、1社の中小企業等が複数のリボンチャレンジを通じて「展示・出展ゾーン」へ複数回出展することは原則不可となっています。

- (2) 出展企業には、出展料として100万円を上限に一定の費用をご負担いただきます。詳細については後日お知らせします。
- (3) 出展料の支払いについては、改めて大阪技術研からお知らせします。
- (4) 自社の展示物に係る製作費や人件費、搬入搬出に係る経費等の実費については、自らが負担いただきます。

VI その他

- (1) 採択された中小企業等と大阪技術研との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会が運営するホームページをはじめとした「展示・出展ゾーン」に関する広報物等の作成に協力いただきます。
- (3) 当事業参加者の各種情報は、当事業協力団体や当事業の実施にあたり協力を受ける他の支援機関等と共有させていただきます。
- (4) 天変地異、自然災害、戦争、内乱、暴動、伝染病（新型コロナウイルス感染症を含む）、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他大阪技術研の責めに帰すことのできない理由により、2025年万博又は大阪ヘルスケアパビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、大阪技術研に対し、損害賠償その他一切の責任を追及できません。
- (5) 『少し先の未来生活を支える「縁の下(E・N・NO・SHI・TA)」ものづくり企業たち』において、共同開発事業とは別の枠組みとして、大阪技術研発行の「企業支援成果事例集」の中から参加企業を募集予定です。詳細については、後日公表します。

VII. お問合せ及び質問・応募書類提出先

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 本部・和泉センター 企画部

- ・電話：0725-51-2511
- ・E-mail：keiei@orist.jp

以上